一札之事

道修町三丁目鳥飼屋忠兵衛に同家鳥飼屋五郎助

家屋鋪表口三間壱尺四寸、

裏行弐拾間壱尺七寸三分

但壱役壱分、 右家屋敷壱ケ所所持仕候処、家主五郎助

当正月病死仕候ニ付、 親類共相談之上、 実子忠兵衛名前ニ切替

申所実正也。然ル上は、 水帳絵図張紙之儀御願上被下、

毎月三ケ条御改之証文ニ、 右忠兵衛家ニ成候段、 脇書

被茂司被下候。

右家名前之儀二付、 脇より違乱妨ケ申者無御座候

万一出入申者有之候は、 此連判之者罷出、 急度埒明、

御町五人組江少も御難儀掛申間候。

為後日連判証文仍如件。

道修町弐丁目鳥飼屋

忠右衛門ニ同家

伯父 次郎作回

天明八年申三月

同町

従弟 鳥飼屋忠右衛門邸

淡路町壱丁目鍵屋利兵衛

借家海部屋伝右衛門ニ同家

弟 大助 印

年寄

紙屋吉ニ義衛門殿

五人組中

御町中

一札

御町内ニテ、 表口三間壱尺四寸、 裏行弐拾間壱尺七寸三歩、

我等名前相退、 跡同店養子倅栄蔵名改宗八江相譲、

但壱役壱歩、

右屋敷我等所持罷在候処、

此度親類一統相談之上

名前二相成候処、 相違無御座候間、 三ケ条御法度証文巻脇書、

並びに水帳絵図張紙御願上可被下候。

従御公儀被為仰渡候御法度之儀は不及申、御町先格万端定之

通違背為致申間敷候。

且又、御公役町役銀は勿論、其外諸出銀等無違背無為差出可申侯。

又右名前切替之儀ニ付、 諸親類は不及申、 脇より違乱妨ケ申者

壱人も無御座候。

万一彼是申者出来候ハバ、 判形之我等罷出急度埒明、 御町内江少

シ茂懸御難儀申間敷候。 為後日之一札仍如件

近江屋宗八

名 改 庄蔵印

天保十四年卯年九月

譲り請主

右同人同店養子

倅 栄蔵

名 改

近江屋宗八印

親類惣代

近江屋孫兵衛回

奥印仕候。 上

右之相違無御座候ニ付

近江屋幸助

本家

代判 孫兵衛印

道修町三丁目

年寄 紙屋忠助殿

并ニ 五人組中